

## <知 事 訓 示>

- 埼玉県における新規陽性者は増加傾向にあり、間もなくステージⅢを超えることが見込まれます。
- また、変異株の感染が増加しており、今後感染の急拡大も懸念される状況にあります。
- 更なる感染防止対策を強化することが必要であることから、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第6項に基づき、内閣総理大臣に対し、まん延防止等重点措置の公示を行うことを、要請することといたしました。
- 職員の皆さんにおかれましては、一人一人がこの危機的状況を認識し、県民の命を守るため、改めての努力を求めます。
- 県庁がワンチームとなり、しっかりと取り組んでいくようお願いをいたします。